



一般財団法人マナビス会 のご案内

設立趣旨

えにし**「縁」があって信頼関係を結ぶ皆さまへ**

マナビス・スキンケア・クラブの皆さまが、万が一辛い状況に遭われたとき「会社が何かお役に立てないか」と常々考えておりました。

マナビスのネットワークを生かし他社ではできないと自負できるものを作りたい、そんな思いから「一般財団法人マナビス会」を設立いたしました。

会員の皆さま同士が10日に一度はお会いする、そのようなコミュニティが将来に向けて必須だと確信しております。

財団の目的

会員の皆さまの孤立死、孤独死を防止するために

会員の皆さまに対する福利厚生事業の実施により、老後の安心と福祉の増進をはかることで、孤立死・孤独死防止の一助としていきます。また関連法規の遵守はもちろん、ネットワークビジネスの健全な発展に寄与することを目的とします。

活動内容

要介護者への給付事業が柱です

「一般財団法人マナビス会」の柱となる事業は、マナビス・スキンケア・クラブの会員さまのうち、一定の要件を満たし本財団に入会された方が、万が一病気や怪我、加齢等によって要介護状態になってしまわれたとき、財団から一定の金額を支給する給付事業です。

財団の財源

会員の皆さまへのご負担はありません

マナビスグループ各社からの寄付が財源となり、その拠出金で財団を運用していきます。

入会方法

株式会社マナビス化粧品の推薦が必要です

一般財団法人マナビス会が定める書式による申込み、及び一般財団法人マナビス会の承認が必要です。

申込資格

- MSCの会員であること。
- 株式会社マナビス化粧品の推薦があること。

推薦要件

大きく分けて2つの柱があります

- ① 長年の愛用者であること
- ② マナビスの仲間と縁を繋いでいること

●要介護3以上の認定により給付を受けられます

財団入会后、要介護3以上の認定を受けたとき、あるいは、財団入会以前より要介護3以上の認定を受けているとき、申請手続き完了後、給付が始まります。

●要介護認定とは？

身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、原則6ヵ月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める要介護1～5の区分のいずれかに該当するものを要介護状態といいます。

この要介護状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定です(市町村が認定します)。

“元気なうちにマナビスの輪を広げておくことで老後の安心を”

詳細をご希望の方は【一般財団法人マナビス会 入会のご案内】を送付いたします。
下記までご連絡ください。



お問合せ先

マナビス化粧品
会員課

0120-268-510 (9:00~17:00)
(土・日・祝日休)

